

令和 3 年 6 月 1 1 日
国土交通省港湾局技術企画課

民間競争入札実施事業
「港湾、空港における発注者支援業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- 国土交通省港湾局では、「港湾、空港における発注者支援業務」（以下「本業務」という。）の競争性を確保することを目的に、複数の業務を1つの業務への統合や、1つの業務を別々の業務に業務単位で分割することにより、参入障壁を緩和することを行うこととした。具体的には、本業務を単年度契約から複数年契約とし、発注ロットを少し多くする取り組みを実施している。
結果として、単年度契約については依然として SCOPE(単独)の受注割合が高く、令和 2 年度では 68%（平成 23 年度は 52%）と改善には至っていないが、複数年契約における民間企業の受注割合をみると、平成 24 年度の 26%から令和元年度では 44%まで上昇しており、少しずつではあるが、民間企業が参入しやすい環境に改善されている。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

- 本業務において、競争性確保の観点から、これまで以下のような入札参加要件の緩和や発注単位の見直しを行い、民間企業が参入しやすい環境づくりに取り組んできたところであるが、思うような効果が現れていない。
 - ①入札手続きの早期開始（平成25年度、平成26年度）
 - ②実績要件の拡大（平成27年度、令和3年度）
 - ③資格要件の緩和（平成27年度、平成29年度、令和3年度）
 - ④地域精通度評価の緩和（平成29年度、令和元年度、令和2年度）
 - ⑤法に基づく民間競争入札（複数年度契約）の導入（平成24年度）
 - ⑥担当技術者の評価方法の変更（令和2年度）
- 特に発注補助業務及び技術審査補助業務は、発注補助業務の第 9 期を除き、第 1 期から第 9 期まで SCOPE の 1 者応札が続いている。
- 令和 2 年度に実施したアンケート調査によると、発注補助業務及び技術審査補助業務について参加に至らなかった主な理由として「適切な技術者が社に在籍していない」「業務の性質上、業務専属となり技術者が拘束される」等技術者不足が挙げられている。

○技術者不足が課題となっているというアンケート結果に対する即時に出来る緩和策として以下の内容を実施しているところである。

- ・発注補助業務及び技術審査補助業務において、1つの履行場所に担当技術者を複数名配置する場合、資格要件を満たさなくとも配置可能な技術者の人数を1名から2名に増やす
- ・上記の技術者不足と合わせ、管理技術者と担当技術者における業務実績要件を「過去15年」から「過去20年」に拡大